

クーリング オフ ハンドブック



～騙されない消費者になる為に～

行政書士吉田安之



はじめに、

世の中には非常に多数の悪徳商法と呼ばれる商法が存在しております。誰しもが自分には関係がないと信じていますが、実はどなたも被害に遭う確率がある、身近なものであります。もし被害に遭ってしまった時に、このハンドブックがお役にたければ幸いです。

目次

P 3 クーリングオフとは？

P 3 クーリングオフの成り立ち

P 3～4 クーリングオフの特徴

P 4～7 クーリングオフのやり方

P 7 クーリングオフ期間の数え方

P 8 クーリングオフは電話でできないの？

P 8～12 クーリングオフ妨害の手口

P 13 クーリングオフの失敗例

P 14～16 クーリングオフ Q&A

☑ クーリングオフとは？

一言でいいますと「**契約を無条件に解除できる制度**」ということができるでしょう。

ただし、その権利の強さから実は何にでもできるものではありません。

クーリングオフ制度は法律でこのような場合にできるというように特別に規定されているものです。

よって、法令で規定がないものには原則クーリングオフ適用がないということになります。殆どの方が誤解されているのですが、実は通信販売にはクーリングオフ制度はありません。

大手の業者が独自サービスでつけているだけで法律上でのクーリングオフは通信販売にはありません。

このように一般的にできると思われているものが実は特別なサービスでしか無かったなどの誤解も多々あると思います。

☑ クーリングオフの成り立ち

さてなぜクーリングオフ制度はできたのでしょうか？

最初は「訪問販売等に関する法律」というもので規制が始まりました。

訪問販売の被害が増えたために消費者に解約権利を与えようというのが当初の趣旨です。ただ世の中に悪徳商法が広まるにつれて新たな手口も編み出され徐々にその規制を強めていきました。

消費者保護を法律で後手後手ではありますが実現していったのです。

その後訪問販売法はさらに規制が増えて「特定商取引に関する法律」と変わっております。

☑ クーリングオフの特徴

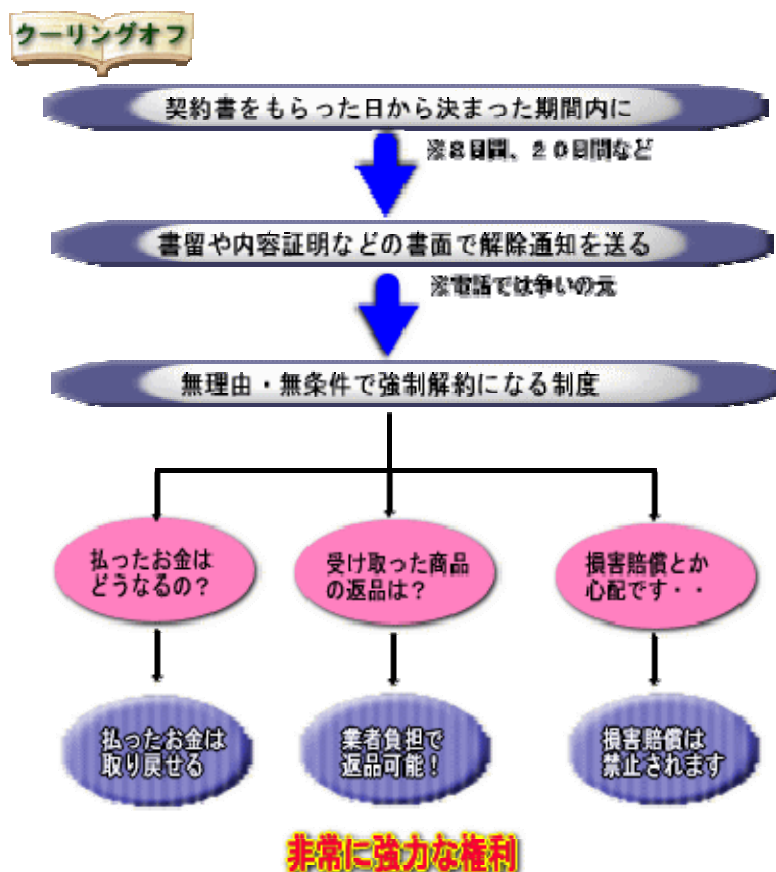
クーリングオフはあくまでも不意打ち的に契約をさせられた消費者を保護しようという考え方が根底にあります。

そこで、そのような商法を個別に規制しています。

そして契約書面の交付義務を課して消費者にその契約内容について確認をさせるようになっていきます。よって、確認後からスタートさせるという趣旨から、クーリングオフ期間の起算はこの契約書面の交付の日からになっています。またこの契約書も何でもよいというものではなく、実は法律でこれこれを書けとすべて義務化されています。

よって違った内容の契約書を渡すということは、正しい契約書の交付をしたとみなされないために実はいつまでもクーリングオフできるということにもなりません。

またクーリングオフの効果は、絶対的なもので、原則金銭の支払義務は生じません。（消耗品の特則など一定の例外があります。）また商品等を受け取っていても事業者に取り引き義務があり、返品にかかる費用の負担義務はありません。サービスを受けていても同様です。もし金銭をすでに払い込んでいてもすみやかに返還請求ができます。これらはクーリングオフの効果として規定されています。



※これ以降は、フォームで申込みしていただくと、もれなく正式版「クーリングオフハンドブック」をプレゼントいたします。

〒184-0001

東京都小金井市関野町2-7-5

TEL：042-381-1779 クーリングオフのご相談はコチラまで

FAX：042-381-1836

<http://www.coolingoff.jp> クーリングオフ代行のご相談はコチラまで

<http://www.coolingoff.mobi> クーリングオフ携帯版ホームページ

den@ga2.so-net.ne.jp

クーリングオフ行政書士事務所 行政書士 吉田安之

2010/04/06©行政書士吉田安之 無断での転載、利用を禁止します。